

豊中市立第十七中学校 部活動に係る活動方針

令和5年(2023)4月

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 計画的な活動を行うとともに、保護者の理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当するなど、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日(ノークラブデー)及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末及び祝日を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後の学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すよう考慮して行う。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の定期的な点検や活動における安全対策等を実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。